

目次

1. 大蔵省・日銀管理銀行の軌跡	P 1
2. 最高裁の認定事実	P 3
3. 原判決破棄の理由	P 6
4. 逆転無罪の論拠	P 8
5. 原審差し戻し	P 10

1. 大蔵省・日銀管理銀行の軌跡

旧日本長期信用銀行(長銀)粉飾決算事件の歴史的な最高裁逆転無罪に遅れること1年5ヶ月、最高裁第二小法廷は平成21年(2009年)12月17日、旧日本債券信用銀行(日債銀)粉飾決算事件の判決を言渡した。なんと大方の予想する逆転無罪ではなく、高裁差し戻しとなった。主文が告げられると、傍聴席の元頭取東郷重興被告並びに元副頭取岩城忠男被告のメモを取る手は止まり、納得がいかない表情を浮かべたという。ちなみにこの日、元会長の窪田弘被告は法廷に姿を現す事はなかった。

日本債券信用銀行は、旧朝鮮銀行の残余財産を基礎として、昭和32年(1957年)4月に設立された長期信用銀行である。ここで長期信用銀行とは、預金の受入れに代え、債券を発行して設備資金または長期運転資金に関する貸付をすることを主たる業務(長期信用銀行法第4条)とする金融機関のことをいう。

日債銀の設立段階では、長期信用銀行として日本興行銀行並びに日本長期信用銀行が既に設立されていたことから、これ以上長期信用銀行は不必要との意見があった。しかし、紆余曲折の後、「中小企業向けの長期資金の貸付を主要業務とし、不動産を抵当とするものに重点を置く」長期信用銀行として日本債券信用銀行が設立されたという経緯があり、その生誕をめぐる不自然さが、その後の日債銀粉飾決算事件の遠因へとつながっていく。日債銀は、結局平成10年(1998年)12月に経営破綻により一時国有化され、ソフトバンク、オリックス、東京海上などからなる投資グループへ売却されることになった。平成13年(2001年)にあおぞら銀行に行名を変更し、現在に到る。

日債銀設立当初の日本経済は、高度経済成長の助走期であり、中小企業などの旺盛な資金需要ともあいまって、日債銀の業績は開業当初から急速に拡大した。この中で、日債銀は、昭和32年(1957年)から期間5年の利付金融債、翌昭和33年(1958年)から期間1年の割引金融債の発行を開始し、利付金融債は金融機関の引き受けを中心に、割引

金融債は個人向け貯蓄手段として、いずれも順調に発行量を拡大した。1960年代に入ると、それまでの中小企業を重点とした運営から、中堅企業、さらにそれらの親会社を中心とする大企業との取引も次第に拡大し、本来的な長期信用銀行としての基盤確立が進められた。

日債銀の設立根拠となった不動産金融については、単なる不動産担保金融にとどまらず、昭和39年（1964年）には、長期信用銀行としての独自性を発揮する分野としての住宅融資が開始された。また昭和40年（1965年）からは建設業・不動産業・私鉄業が「重点3業種」と位置づけられ、これらの業種に対する貸付は、事業金融の性格を持つ不動産金融として推進された。

日債銀はもともと長期信用銀行として最後発であり存立基盤が薄く、“日本不動産銀行”という創業時の行名からも分かるように、不動産融資が主力業務となっていた。こため、田中角栄首相による日本列島改造論（1972年）後の不動産不況では多額の不良債権が発生し、早くも1970年代後半には経営不安がささやかれるようになった。その前身の旧朝鮮銀行時代から民族系企業や韓国外換銀行などとの取引が多く、不動産取引を通じて“闊社会”との接点を持ち、ダーティーイメージのある金融機関として知られていた。

昭和44年（1969年）には第4代の勝田龍夫頭取が就任。1970年代前半は業務の国際化が進展し、外国為替業務をはじめ、シンジケートローン業務などが拡大したほか、昭和49年（1974年）にはユーロ市場で初の外債が発行された。しかし、前任の勝田頭取同様ワンマン体質を引きずる頼川史郎氏が昭和57年（1982年）に頭取に就任すると、頼川頭取は、

「暴力団相手だろうが、無担保だろうが、貸して、貸して、貸しまくれ」

「千代田（日債銀破綻の原因の一つとなる系列ノンバンク）を見習え。たった2年間で融資残高を1千億円から4千億円に増やしている」

などと積極融資の号令をかけていたといわれ、結果としてバブル崩壊後に膨大な不良債権を作り上げることになる。

平成2年（1990年）以降のバブル崩壊によって、ノンバンクや不動産業向け融資が巨額の不良債権となって、日債銀の経営を圧迫し始めた。この中で、保有株式の売却や債権買収機構などを積極活用した新たな対応が進められたが、日債銀の経営危機はさらに深刻化し、平成5年（1993年）に窪田弘元国税庁長官、平成8年（1996年）には東郷重興元日銀理事をそれぞれ経営首脳に迎え、日債銀は事実上大蔵省・日銀管理銀行となった。この中で、平成6年（1994年）には海外より全面撤退、またクラウン・リーシングなど系列ノンバンク3社を破綻処理し、平成8年（1996年）3月期決算は初の赤字

決算となった。

平成9年（1997年）3月には、日債銀の自己資本比率は国内基準の4%を割り込む水準まで低下する。大蔵省が中心となった再建策として、全支店の売却が決定されるとともに、新金融安定化基金（日銀拠出を含む）による奉加帳増資で、合計2900億円の資金が調達された。増資額は当時の日債銀の資本勘定の3倍に相当する。続いて平成10年（1998年）3月には金融危機管理審査委員会（委員長・佐々波楊子慶大教授）の決定で、600億円の公的資金が注入された。

平成10年（1998年）当時の資本並びに金融市場では、同じく長期信用銀行で経営危機に陥っていた日本長期信用銀行の帰趨に関心が集中していた。株価下落と資金繰りに行き詰ったことにより市場から退場を迫られた長銀は、同年10月に特別公的管理下による国有化に入った。その後市場の関心は小康状態を保っていた日債銀に向かっていたが、同年12月、日債銀は金融庁検査で実質2700億円の債務超過を認定され、金融再生法により、特別公的管理下での一時国有化が決定された。

その後平成12年（2000年）4月、日債銀は、オリックス、東京海上火災保険などから構成される投資グループに売却されることになった。この売却にあたり、金融再生委員会と預金保険機構は、日本債券信用銀行の債務超過を穴埋めするため、3兆2428億円の公的資金投入を行った。この結果、平成10年（1998年）に投入した600億円を含め、実質的国民負担額は、金融機関の負担する預金保険料1714億円を差し引いた3兆1314億円に上った。公的資金投入額のうち、一時国有化時点の不良債権処理費用は3兆1497億円で、国有化後に発生した損失は931億円とされる。[\(注1\)](#)但し、この数字には瑕疵担保条項によって、国による不良債権買い上げによって生じる損失は考慮されていない。ちなみに、この売却直後の2000年9月、次期社長に内定していた元日銀理事の本間忠世氏が不可解な自殺を遂げている。

2. 最高裁の認定事実

日債銀粉飾決算事件の被告人が差し戻し判決に納得がいかないのも当たり前であろう。長銀も日債銀もともに平成10年3月期決算が問題とされた。粉飾の中身は、両行ともに不良債権に対する貸倒引当金の計上不足で、その規模は、長銀の場合が、関連緊密先貸付金6754億円に対する3130億円の引当不足、日債銀の場合は独立系ノンバンクと不良債権受皿会社に対する貸付金3575億円に対する1592億円の引き当て不足である。同じ事業年度における同じ銀行会計上の不良債権引当不足で、その粉飾規模は長銀の3130億円に対して日債銀はその半分の1592億円に過ぎない。しかも、長銀は平成10

年3月期決算の利益処分として、一株当たり3円、総額71億円の株主配当を行っている。同期の日債銀は無配であった。長銀が有価証券報告書虚偽記載罪に加えて違法配当罪が問われたのに対して、日債銀は違法配当の問題がないのである。その長銀に最高裁逆転無罪が下されたのであるから、同種の犯罪構造でより罪状の軽い日債銀にも無罪判決が下されると思うのは、至極当然の人の常識であろう。

この最高裁判決文は全16ページのものであるが、その最後の1ページは吉田佑紀裁判官の補足意見であり、判決文そのものは15ページに過ぎない。判決文の理論構成は長銀判決とほぼ同じであり、その最後の21行に、なぜ長銀の場合と異なり高裁差し戻しとされたのかが記載されている。主文を知らない人は、最後の瞬間まで本件の逆転無罪を確信しながら判決文を読み進めてしまうのではないか？判決に到る事実認定の概要は次の通りとなっている。(注2)

(1) 控訴事実の要旨、検察官主張、下級審判決

被告人3名は、共謀の上、日債銀の業務に関し、日債銀の平成10年3月期の決算には2205億円の当期末処理損失があったのに、取立て不能と見込まれる貸出金合計1592億円の償却又は引当をしないことにより、当期末処理損失を613億円に圧縮して計上した貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書を掲載するなどした同事業年度の有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

検察官は、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が、商法32条2項にいう「公正ナル会計慣行」としては唯一のものであって、これによれば日債銀には平成10年3月期には公訴事実記載の未処理損失がある旨主張した。

第1審は、公訴事実どおりの事実を認定して、窪田弘被告に対し懲役1年4月、3年間執行猶予、東郷重興被告に対し懲役1年、3年間執行猶予、岩城忠男被告に対し懲役1年、3年間執行猶予の各判決を言い渡し、原審は、事実誤認、法令適用の誤り等を理由とする各被告人の控訴をいずれも棄却した。

(2) 原判決認定の事実関係

・改正前決算経理基準および不良債権償却証明制度について

このような決算経理基準の下においては、金融機関は、税法において、無税償却・引当が

認められる要件を充足した貸出金については、償却証明を得て償却・引当を行なうが、それ以外の貸出金については、金融機関の自主判断により有税償却・引当を行なうのが一般的となっており、銀行等金融機関の支援先等は、原則として償却・引当をしないとする慣行があった。(以下、このような扱いを「税法基準」という。)

・早期是正措置制度

平成10年4月1日から、同年3月期以降の決算を対象として早期是正措置制度が導入されることになった。

・資産査定通達

大蔵省金融検査部長は、平成9年3月5日、資産査定通達を発出し、金融業界に公開された。

・Q&A及び4号実務指針

全国銀行協会連合会は、資産査定についての一般的な考え方をまとめた『資産査定について』に関するQ&Aを、平成9年3月12日付けで、全国の金融機関に送付した。また、日本公認会計士協会は、同年4月15日付で、資産査定の考え方を踏まえて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(いわゆる「4号実務指針」)を公表した。

・改正後決算経理基準

平成9年7月31日、大蔵省銀行局長から日債銀代表取締役頭取あてに、改正後の決算経理基準を平成10年3月期の決算から適用することが通知された。大蔵省は、平成9年7月に、決算経理基準の改正に先立って不良債権償却証明等実施要領を廃止した。

・自己査定基準

日債銀は、資産査定通達に基づく査定基準として自己査定基準を作成し、これに従って行われた自己査定の結果に基づいて、平成10年3月期決算案を策定し、常務会、取締役会及び株主総会での承認を経て、同期に係る有価証券報告書を完成させ、平成10年6月29日、大蔵省関東財務局長あてにこれを提出した。上記自己査定基準によると、D及びFの債務者区分は破綻懸念先とされ、H等13社及びI等5社の債務者区分は要注意先又は

破綻懸念先とされた。

(3) 原審有罪理由の要旨

・ 適用される会計基準

平成10年3月期決算当時においては、資産査定通達等の示す基準に従って会計処理をすることが、商法32条2項の定める唯一の「公正ナル会計慣行」になっていた。これと両立し得ない関係にある改正前の決算経理基準のもとでの税法基準に基づく会計処理は、決算経理基準の改正により明示的に否定されたものとみるのが相当である。

・ 結論

資産査定基準等の基準に従えば、日債銀の平成10年3月期におけるD、F、H等13社及びI等5社の債務者区分はいずれも実質破綻先に当り、次の通りの償却・引当不足額等が認められる。

(百万円)

貸出先	事業内容	貸出金残高	既引当額	要引当額	引当不足額
D	独立系ノンバンク	38,978	8,057	29,009	-20,952
F	独立系ノンバンク	64,702	1,472	22,259	-20,787
H等13社	不良債権受皿会社	184,349	0	61,854	-61,854
I等5社	不良債権受皿会社	69,495	0	56,189	-56,189
	合計	357,524	9,529	169,311	-159,782
	一般貸倒引当金戻入				529
	税効果相当取崩額				20
	粉飾認定額				-159,233

3. 原判決破棄の理由

さて、原審判決が破棄され、高裁に差し戻される理由は次の通りとされている。

(1) 刑罰規範の明確性

資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、償却・引当については、有税・無税にかかわらず、同基準の定める額を引き当てることを求めるものであるが、その

前提となる貸出金の評価については、金融機関がその判断において的確な資産査定を行うべきことが強調されたこともあって、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となっておらず、また、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が、合理的な再建計画や追加的な支援の予定があるような支援先等に対する貸出金についてまでも同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったことが認められる。

平成10年3月期の決算に関して、多くの銀行では、支援先等に対する貸出金についての資産査定に関して、厳格に資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準によるものとは認識しておらず、当時において、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、その解釈、適用に相当の幅が生じるものであり、将来的に実務を積み重ねることで自己査定 of 具体的な判断内容の精度や整合性を高めていくという性質を内包したものとわざるを得ない。

(2) 新旧量基準の並存

資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に支援先等に対する貸出金の査定に関しては、幅のある解釈の余地があり、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、従来の税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過度的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって支援先等に対する貸出金についての資産査定を行うことも許容されるものといえる。

(3) 原判決破棄の理由

そうすると、本件当時、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に従うことが唯一の公正なる会計慣行であったとし、税法基準の考え方に基づく会計処理を排斥し、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準の定める基準に従って日債銀の貸出金の評価をし、平成10年3月期決算において日債銀に2205億円の当期未処理損失があったとした原判決は、その点において著しく事実を誤認して法令の解釈適用を誤ったものであって、破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

(4) 差し戻しの理由

税法基準による貸出金の評価は、合理的な再建計画や追加的な支援の予定があるような支

援先等については「事業好転の見通しが無い」とすることは原則として適当でないとする処理を前提に、貸出先が上記のような支援先等に当たる場合には、原則としてこれらに対する貸出金等を回収不能と評価せず、償却・引当をしないという考え方に基づくものといえ、これからすれば、母体行主義の下において原則として支援が求められる関連ノンバンクなど、上記のような貸出金につき償却・引当をしなくても直ちに違法とまではいえないことになる。しかしながら、本件貸出先は上記のような関連ノンバンクではなく、原則として支援が求められる貸出先ということとはできない。

従来採られていた税法基準の考え方に従って適切に評価した場合に、これらの貸出先が「事業好転の見通しが無い」とすることが適当でない取引先に当たるかどうか、これらに対する本件貸出先が回収不能又は無価値と評価すべきものかどうかについては必ずしも明らかとはいえず、その点について、その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況をも踏まえ、更に審理、判断する必要がある。

よって、原判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため、本件を原裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

4. 逆転無罪の論拠

長銀、日債銀とも、平成10年3月期決算において適用される銀行の会計基準が問題とされたが、不幸なことにこの事業年度における銀行決算は、それ以前の不良債権償却証明制度による改正前決算経理基準から自己査定基準による改正後決算経理基準への変更初年度であった。ここで、平成10年3月期における決算経理基準変更の重大性を理解するためには、少なくとも平成9年3月期以前の銀行決算には、現在我々が常識としている企業会計原則が適用されていなかったという（今となってはおよそ信じがたい）日本の銀行会計の歴史的事実に留意する必要がある。日本では、改正後決算経理基準により初めて銀行決算に企業会計原則が導入されたのであり、それ以前の銀行決算は企業会計原則の適用外とされていたのである。

企業会計原則では、債権に回収可能性があるとは認められる場合以外には、回収不明の債権額に対して貸倒引当金を計上しなければならないが、改正前の銀行決算経理基準では、銀行等金融機関の支援先等に対する貸出金は、（債権の回収可能性の如何にかかわらず）原則として償却・引当をしないとする慣行があった。最高裁判決はこのような扱いを「税法基準」と呼んでいる。

さて、平成10年3月期決算において、長銀の関連緊密先貸付金6754億円と日債銀の

独立系ノンバンクと不良債権受皿会社に対する貸付金3575億円がともに全額不良債権で、その回収が認められないものであったことについては異論がない。事実としてその後の歴史において、これらの不良債権はことごとく回収されていない。したがって、改正後決算経理基準に従う限り、長銀も日債銀もともに回収不能債権に対する貸倒引当金が大幅に不足しており、それが企業会計原則違反の粉飾決算である事は紛れもない。長銀、日債銀とも改正後決算経理基準では勝ち目がないのである。

ところが企業会計原則の適用されない改正前決算経理基準では話は違う。判決文に書かれているように、改正前の「決算経理基準の下においては、金融機関は、税法において、無税償却・引当が認められる要件を充足した貸出金については、償却証明を得て償却・引当を行なうが、それ以外の貸出金については、金融機関の自主判断により有税償却・引当を行なうのが一般的となっており、銀行等金融機関の支援先等は、原則として償却・引当をしないとす慣行があった」。

ここで、改正前決算経理基準（旧大蔵省銀行統一経理基準）における貸出金の償却および貸倒引当金の項には、次の規定が定められている。

貸出金の償却

回収不能と判断される貸出金及び最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金については、これに相当する額を償却するものとする。なお、有税償却する貸出金については、その内容をあらかじめ当局に提出するものとする。

貸倒引当金

債権償却特別勘定への繰入は、税法基準のほか、有税による繰入ができるものとする。なお、有税繰入するものについては、その内容をあらかじめ当局に提出するものとする。

旧大蔵省銀行統一経理基準では、金融機関が不良債権を償却・引当するに際しては、償却・引当対象債権毎に、大蔵省の検査部署から事前了解を取ることが求められていたのであり、この制度を不良債権償却証明制度という。この時代の銀行は、不良債権に対する償却・引当を経営の判断だけでは行なうことができず、大蔵省に対する事前申請とその承認を得て、やっとのことで償却・引当が確定していたのである。

不良債権償却証明制度下における不良債権の償却申請は、当時の行政指導に基づき、償却申請すべき債権を大蔵省が指導して銀行に申請させ、その申請に対して大蔵省が承認するという形態で行われていた。不良債権償却証明制度の下での銀行決算では、償却証明のない不良債権の償却・引当などもとより行なえなかったのである。銀行決算において、たと

え企業会計原則上必要とされる不良債権に対する償却・引当がなされていなくとも、(行政指導がなく) 償却証明が出ていない以上、その銀行決算は当時の銀行業の公正なる会計慣行たる大蔵省銀行統一経理基準に準拠している。

さて、長銀の関連緊密先貸付金 6 7 5 4 億円と日債銀の独立系ノンバンクと不良債権受皿会社に対する貸付金 3 5 7 5 億円は、ともに償却証明を得ていない。したがって、改正前決算経理基準に従う限り、長銀と日債銀は共に適正・適法な決算であり、粉飾決算は認定できないということになる。長銀に無罪判決が出た以上、日債銀も当然に無罪と考えるマスコミ世論は、ここを論拠としていた。

5. 原審差し戻し

長銀粉飾決算事件における最高裁では、平成 1 0 年 3 月期における銀行決算には、資産自己査定基準による改正後決算経理基準で決算を組むことが奨励されていたものの、改正前決算経理基準(旧大蔵省銀行統一経理基準)の下での不良債権償却証明制度で決算を組むことも認められていたとして逆転無罪判決が出た。すなわち、長銀逆転無罪判決は平成 1 0 年 3 月期における新旧両決算経理基準の並存論と考えられるが、日債銀判決ではこの並存論はかなり後退している。判決文本文はそれほどでもないが、先に触れた吉田佑紀裁判官の補足意見は明確に決算経理基準並存論を否定しており、その全文を転載すると次の通りである。

有価証券報告書の虚偽記載を処罰する趣旨は、これが、証券取引市場において、会社の財政状態に関し、投資家の判断を誤らせるおそれがあることにある。そうすると、有価証券報告書の一部をなす決算書類に虚偽があるかどうかは決算処理に用いたとする会計基準によって判断されるべき(注3)ところ、金融機関の決算処理は決算経理基準に従って行なわれることが求められており、本件日債銀の決算書類においても、銀行業の決算経理基準に基づく償却・引当基準に従った旨が記載されている。そこにいう決算経理基準は改正後の決算経理基準であることは明らかであるから、本件決算についてはこれにしたがって判断すべきことになる。しかしながら、貸付金の評価については、同基準において回収の可能性に関する具体的な判断方法が示されておらず、これを補充するものとして位置づけられていた資産査定通達においても税法基準の考え方によって評価をすることが許容されていたといえるという意味において、これを唯一の基準ということとはできないと考える。なお、税法基準の考え方によって評価することが許容されていたとしても、その方法等が税法基準の趣旨に沿った適切なものでなければならないことはもとよりである。

すなわち、吉田裁判官補足意見では、平成 1 0 年 3 月期の銀行決算は改正後の決算経理基

準が適用されることは疑いが無いが、新基準を構成する貸出金の評価基準は明確性を欠いており、このため旧基準で用いられていた税法基準を評価基準として使うことも許容されていたと考えられるのであるから、平成10年3月期における銀行決算は、あくまでも改正後決算経理基準ではあるものの、その中の貸出金の評価基準として、厳格な資産査定基準と税法基準が並存していたと考えている。ここで吉田裁判官は本件第2小法廷の裁判長なのであるから、本件判決は吉田裁判官の意見を強く反映したものと考えられる。すなわち、長銀判決は、決算経理基準の並存論であったものが、日債銀では決算経理基準の一部を構成する貸出金の評価基準の並存論に後退したと考えることができるであろう。

決算経理基準の一部とは言っても、貸出金の評価基準は銀行決算の中核で、期間利益を決定的に左右するのであるから、決算経理基準の並存論と評価基準の並存論の差は紙一重に過ぎないが、日債銀にとってその差は天と地ほどもある。決算経理基準の並存論であれば、改正前決算経理基準は不良債権償却証明制度を含むのであるから、本件不良債権につき償却証明を取っていない日債銀の平成10年3月期決算は粉飾決算とはならない。ところが、評価基準の並存論の場合は、適用されるのはあくまでも改正後決算経理基準なのであるから、そこでは不良債権償却証明制度は排除されてしまうのである。そこでは、もはや償却証明を得ていないから粉飾とは言えないという理屈は通らない。

不良債権償却証明制度の力を借りることなく税法基準で救済されるのは「銀行等金融機関の支援先等」に限られる。そこで、長銀の不良債権は全て関連緊密先貸付金なのであるから、文句なく銀行等金融機関の支援先に該当し、セーフ。日債銀の場合は、独立系ノンバンクと不良債権受皿会社であり、これが「銀行等金融機関の支援先等」の等に該当するかどうかは分からない。そんな審理は本件下級審において一切なされていないからである。

日債銀の最高裁判決は、「その点について、その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況をも踏まえ、更に審理、判断する必要がある」として、「原判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため、本件を原裁判所に差し戻すこと」とされた。事件の舞台となった平成10年3月期から既に10年以上の年月が流れた。日債銀の紙一重の悲劇はなおも続く。

2010年1月3日

公認会計士 細野祐二

(注1) 実質国民負担3兆1314億円+預金保険料1714億円-佐々波委員会決定
公的資金投入600億円=3兆2428億円、同じく、国有化時点不良債権処理費用3兆1497億円+国有化後発生損失931億円=3兆2428億円。

(注2) 判決文は、途中一部省略と不良債権一覧表化を除き全て原文のまま。

(注3) 補足意見ではあるが、最高裁第2小法廷の裁判長が「有価証券報告書の一部をなす決算書類に虚偽があるかどうかは決算処理に用いたとする会計基準によって判断されるべき」と明言したのには驚いた。当たり前のことを言っているに過ぎないが、従来の下級審判決では、有価証券報告書虚偽記載罪を会計基準によって判断していない事例が少なくない。むしろ会計基準でまともに判断された有価証券報告書虚偽記載罪のほうが珍しいくらいではないか？これらの下級審判決では、会計基準による判断ではなく、自白調書における密室での会議の「言った」、「言わない」の事実認定により有価証券報告書虚偽記載罪が認定されている。吉田裁判長の補足意見は今後の有価証券報告書虚偽記載在の判決に影響を与えずにはおかないであろう。